

市島地域市立小学校統合準備委員会
第8回吉見・鴨庄・三輪地域部会 次第

日時：R5.2.20（月）19:30～
場所：ライフピアいちじま研修室

1 開 会

2 部会長あいさつ

3 会議録の確認

4 協議事項

①三輪小学校の統合の時期について

②市島地域市立小学校統合準備委員会（全体会）の在り方について

5 次回部会の日程について

・日 時 月 日（ ）19時30分～

・場 所

6 閉 会

会議記録

令和4年10月18日

●会議名 丹波市市島地域市立小学校統合準備委員会
第7回 吉見・鴨庄・三輪地域部会

●日時 令和4年10月17日（月）19:30～21:00

●場所 ライフピアいちじま 研修室

●出席者 委員：木寺章、瀧上利美、由良英樹、加藤宏生、松本和樹
波多野真由奈、宇佐美大介、坂谷幸久、若林久美子、足立圭造
内田順子、中澤正樹、田野悟
教育総務課：足立次長、船越係長、畑中、小田
学校教育課：谷川副課長

●協議事項 三輪小学校の統合の時期について

第7回全体会で事務局が持ち帰り検討することとしていた、2校統合を進める場合に可能となる施設整備について事務局から説明があり、委員の意見を伺った。

【意見等】

《吉見小学校の施設改修について》

- ・吉見小学校の校舎を実際に見学に行ったが、教室が狭く感じた。30人以上の学級数を想定して作られているのかも疑問に思う。
 - ・美和地域の児童だけこども園を卒園した後に別の学校に行く状況が続くのはかわいそう。
 - ・多目的教室を普通教室に転用する案が出されているが、現在、その教室は不登校児童が使用する部屋でもある。昨今の学校の課題も様々な中で通級教室などで使用する部屋も必要になる。3校が一緒になるということは対応が必要な課題も増えることも予想される。多目的教室は余分な教室ではなく使用している教室だと理解いただく必要がある。
 - ・35人近い学級数になるとそれを二つの教室に分けて授業を実施することも多いため、教室数に余裕がない学校では良い教育環境を確保できないのではないかと心配している。
 - ・提案されている教室数では絶対に部屋が足りない。不登校児童や通級教室に加え、保護者と面談する部屋も必要となる。
 - ・余剰教室がないと、急遽児童数が増えて教室が必要となったときに対応できない。
 - ・吉見小学校の教室の広さは一応規定通りに作られているはず。市内の他の小学校でも狭い教室の中で授業を行っている学校もある。
 - ・1校統合を先送りにした場合、施設改修をして三輪小学校児童が吉見小学校に入れるようになるのは最短で何年後になるか。
- 通常だと設計で1年、工事で1年を要し2年程度で完了できるが、話題にもあがっているように吉見小学校は学校敷地が狭く、難しい工事になった場合はさらに時間を要する。また、市内の他の学校も改修を予定しており、工事の時期については調整が必要となる。（事務局）
- ・学校現場にいる立場から見ても、敷地が狭く、増築の方法次第では駐車場がなくなったり、登下校で児童が通るスペースが無くなる恐れがあると感じている。スピードだけを意識して改修するのではなく、十分な時間をかけて検討する必要もあると思う。
 - ・三輪小学校の保護者は人数が増え、現在のように目の行き届いた教育ではなくなる可能性がある点についてはどう考えているか。
- 保護者からすると、自分たちの小学校時代よりも現在は少人数学級等で手厚い教育を受

けられていると感じている。30人を超えるような規模になっても少人数授業用の部屋などを設けてもらえるなら、問題はないと感じている。

《1校統合について》

- ・鴨庄小学校と前山小学校の統合では複式学級が見込まれることから統合を進めてきたが、三輪小学校は現在の適正規模・適正配置方針では統合をする基準にない。しかし、これまでの議論の中で、市島地域の特色ある教育として、「こども園単位」の統合を目指して進めている側面がある。そのような経緯から各委員は「1校統合」はあまり意識していないように感じている。
 - ・恐らくこの場にいる委員の多くが2校で進めていきたいと考えていると思うが、1校にすることができたこのタイミングで1校統合を見送ることを少しもったいなく感じる。
 - ・1校統合を目指したとして、実現するのはかなり先になると聞いている。1校統合に関するそれぞれに認識が違っているため、具体的な時期を示してもらわないと協議を深めるのは難しい。
 - ・竹田・前山地域部会では1校統合を「凍結」という表現が使われているが、2校統合を実施した後に条件次第では1校統合の協議を再開してもらえるならこの部会でも見送る形でいいと思う。
 - ・1校統合は「凍結」し、今後は2校統合を進め、将来的に複式学級が見込まれる場合に1校統合を再開する形でよいか。
- 3校区が統合した後、複式学級が見込まれるのは相当先になり、その間で教育を取り巻く環境も大きく変わる可能性もあるため、「複式」という表現にこだわる必要はないのではないか。
- 「凍結」という表現も適切なのか疑問が残る。状況によって統合を再開するというような表現の仕方でもよいのではないかと。
- ・ただ、提案するのではなく、1校統合ではなく2校統合を進めるに至った理由やコンセプトを示したうえで提案をするべき。
- ⇒1校統合については2校統合を実施した後に状況に応じて協議を再開することとする。

【決定事項】

- ・1校統合は2校統合を実施した後に状況に応じて協議を再開する。

●その他

- ・次回日程 未定

三輪小学校の統合の時期について

1 これまでの状況について

【児童数・学級数の予測】

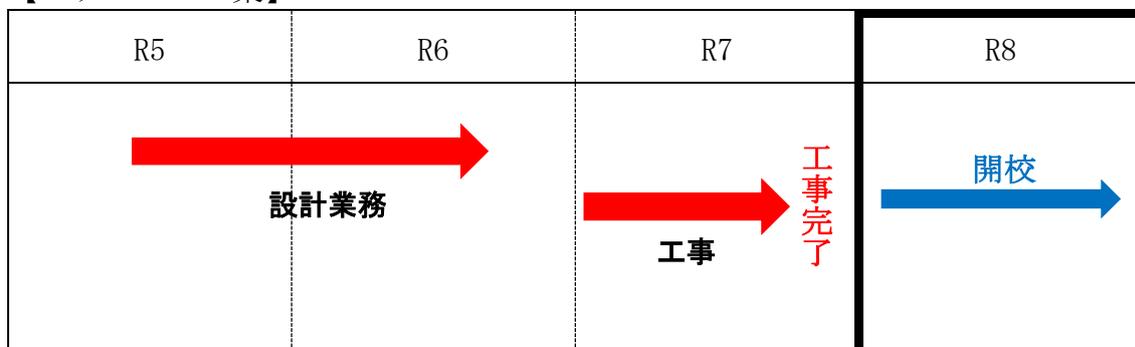
R3	児童数・学級数の予測から 最短でR8に三輪小学校の統合が可能 としていた。
R4	年度が変わったことにより、改めて児童数・学級数の予測を行ったところ、住居の移動や35人学級の適用により、 大規模な増改築を行わない場合は、最短で令和12年度以降でない と統合をするのは難しい状況となった。

【部会での意見】※会議録より

時期	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校やこども園の保護者からは「できるだけ早く」という強い意見が寄せられていることも考慮し、令和12年度を待たずにできるだけ早く統合を実施してほしい。 ・元々は令和8年度に統合が可能という見込であったので、令和12年度よりは早く統合をしてほしい。 ・美和地域としては、見通しが立たない令和12年度「以降」という表現について不安に感じている。
改修内容	<ul style="list-style-type: none"> ・35人に近い学級数になるとそれを二つの教室に分けて授業を実施することも多いため、教室数に余裕がない学校では良い教育環境を確保できないのではないかと心配している。 ・提案されている教室数では絶対に部屋が足りない。不登校児童や通級教室に加え、保護者と面談する部屋も必要となる。 ・余剰教室がないと、急遽児童数が増えて教室が必要となったときに対応できない。

2 吉見小学校施設改修と三輪小学校統合の時期について

【スケジュール案】



3 今後協議が必要となる事項

①校名・校歌・校章の検討

②通学支援（スクールバス等）の検討

③コミュニティ・スクール統合の検討

④PTAの統合について

：既に3校で統合に向けての協議を実施している。

⑤アフタースクールについて

：吉見アフタースクールを利用することで概ね了承いただけることを確認済み。

⑥幼小連携の充実

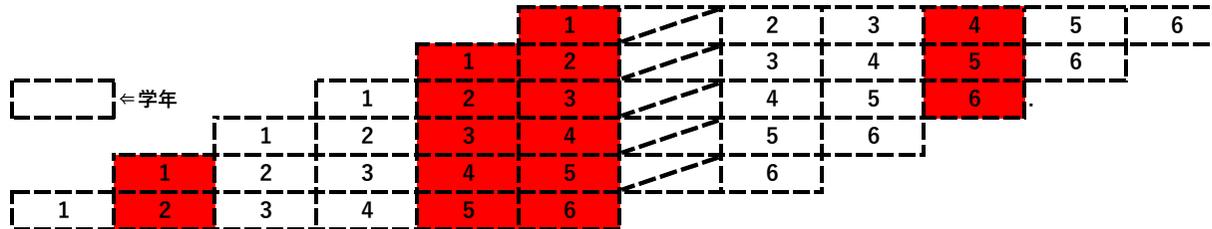
：地域ヒアリングや部会で充実を求める意見があり、段階的統合を実施した理由の一つでもあったため、推進を図っていく必要がある。

吉見・鴨庄・三輪 児童数及び学級数の推移

【吉見・鴨庄・三輪】

R4.3.31住民基本台帳データより

学校名	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計	小1	小2	小3	小4	小5	小6	合計
吉見小学校	10	17	17	13	16	16	89	11	16	20	20	18	18	103
鴨庄小学校	7	7	4	9	11	11	49	4	7	11	7	8	3	40
三輪小学校	9	13	8	12	10	20	72	12	10	25	11	11	15	84
合計（吉見・鴨庄）	17	24	21	22	27	27	138	15	23	31	27	26	21	143
合計（吉見・鴨庄・三輪）	26	37	29	34	37	47	210	27	33	56	38	37	36	227



：10人未満の年齢
：10人未満かつ複式学級又は複式学級の可能性がある年齢

：36人以上になり、2学級になる年代

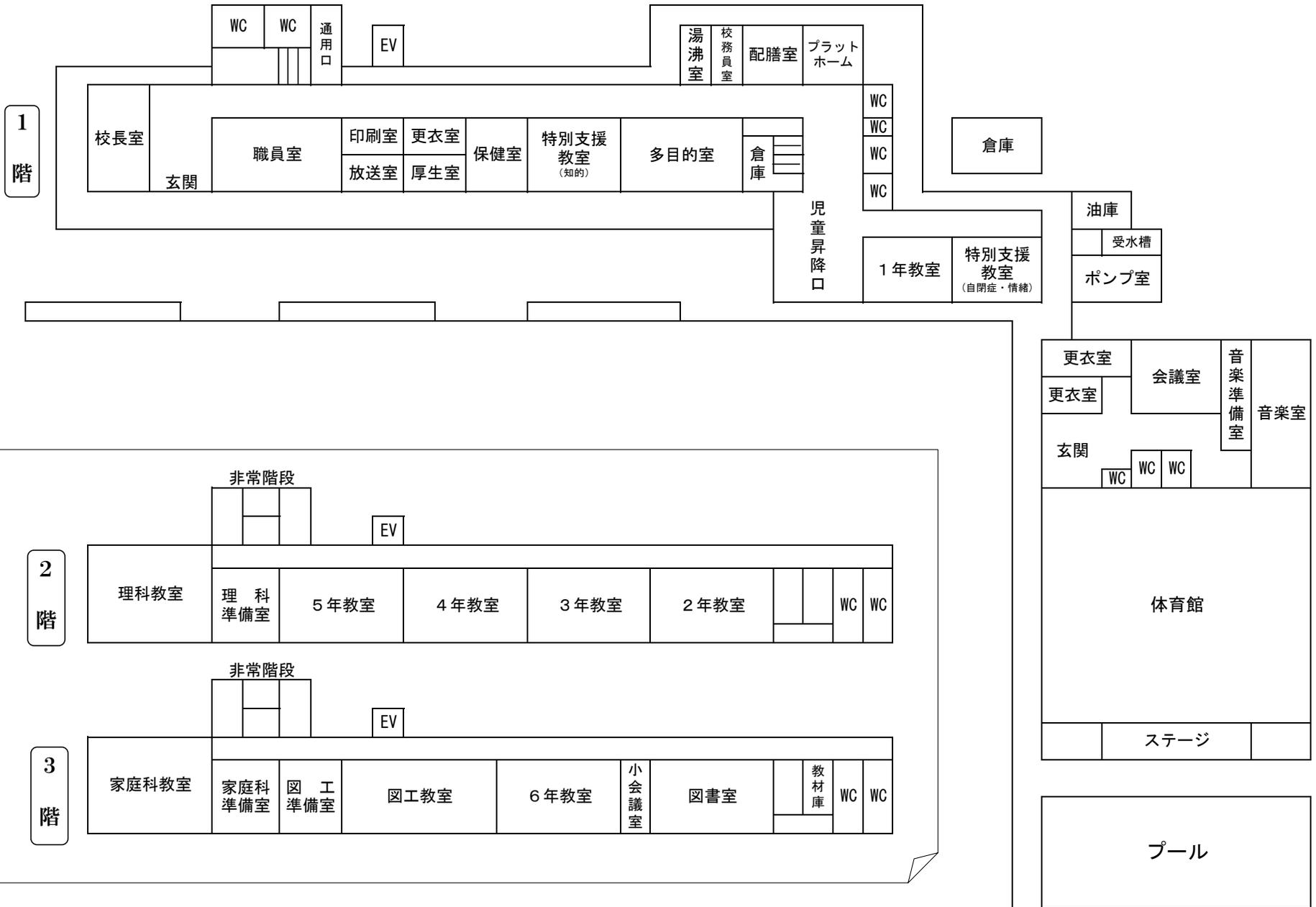
：36人以上になるが、学級人数引き下げの段階的措置により、当該年度では40人学級が適用される年代

年度	学級数
R5	8
R6	9
R7	9
R8	8
R9	9
R10	9
R11	8以上
R12	7以上

【三輪小学校統合時期の検討に係るこれまでの経緯】

- ・現状の吉見小の改修を最小限で三輪小学校の統合を実施する場合、7クラスとなる**R8**を**最短**としていた。
- ⇒移動等により予定児童数が増加したため、大規模な増改築を行わない場合は、最短でR12以降でないとは統合するのは難しい。

令和4年度 吉見小学校 校舎配置図



丹波市市島地域市立小学校統合準備委員会設置要綱

(設置)

第1条 丹波市市島地域における市立小学校の統合を円滑に行うために必要な協議、検討及び調整を図るため、丹波市市島地域市立小学校統合準備委員会（以下「準備委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 準備委員会は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 丹波市立竹田小学校、前山小学校、吉見小学校、三輪小学校（以下「市島地域4小学校」という。）の統合に必要な事項の協議に関すること。
- (2) 市島地域4小学校の統合に必要な準備に関すること。
- (3) 前2号のほか、委員長が必要と認めたこと。

(組織)

第3条 準備委員会は、委員29人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育に関し識見を有する者
- (2) 市島地域の各自治振興会を代表する者
- (3) 市島地域小学校の保護者を代表する者
- (4) 市島地域認定こども園の保護者を代表する者
- (5) 市島地域小中学校に在職する教職員を代表する者
- (6) 市島地域認定こども園に在職する職員を代表する者

(任期)

第4条 委員の任期は、原則として準備委員会の設置から第2条の学校統合に関する所掌事項の協議が終了するまでの期間とする。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 準備委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、準備委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 準備委員会の会議は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 全体会
- (2) 部会

(全体会の構成)

第7条 全体会は、第2条に掲げる所掌事項について協議するために、準備委員会の委員全員で構成する。

(全体会の会議)

第8条 全体会は、委員長が招集し、議長となる。

2 全体会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 全体会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(部会の構成)

第9条 部会は、第2条に掲げる所掌事項に関し、個別具体的に調査及び検討を行うために、準備委員会の委員で構成する。

2 部会の内容及び構成については、全体会で協議の上、決定する。

(部会長及び副部会長)

第10条 部会に部会長及び副部会長各1人を置く。

2 部会長及び副部会長は、部会員の互選によって定める。

3 部会長は、部会を代表し、会務を掌理する。

4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(部会の会議)

第11条 部会の会議は、第8条の規定を準用する。

2 部会で決定した議事は、原則として全体会での承認を要しない。ただし、部会において全体会で協議をすることが適当とされた事項については、全体会の議事とするものとする。

3 前項の場合において、部会長は、全体会の議事とすべき事項が生じた場合は、速やかに委員長に報告するものとする。

(識見を有する者の出席)

第12条 委員長及び部会長は、必要があると認めるときは、識見を有する者その他関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第13条 準備委員会の庶務は、教育委員会事務局教育部教育総務課において処理する。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、準備委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年11月24日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

丹波市市島地域市立小学校統合準備委員会設置要綱 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>丹波市市島地域市立小学校統合準備委員会設置要綱 (設置)</p> <p>第1条 丹波市市島地域における市立小学校の統合を円滑に行うために必要な協議、検討及び調整を図るため、丹波市市島地域市立小学校統合準備委員会(以下「準備委員会」という。)を設置する。 (所掌事項)</p> <p>第2条 準備委員会は、次に掲げる事項について協議するものとする。 (1) 丹波市立竹田小学校、前山小学校、吉見小学校、鴨庄小学校、三輪小学校(以下「市島地域5小学校」という。)の統合に必要な事項の協議に関すること。 (2) 市島地域5小学校の統合に必要な準備に関すること。 (3) 前2号のほか、委員長が必要と認めたこと。 (組織)</p> <p>第3条 準備委員会は、委員29人以内で組織する。 2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。 (1) 学校教育に関し識見を有する者 (2) 市島地域の各自治振興会を代表する者 (3) 市島地域小学校の保護者を代表する者 (4) 市島地域認定こども園の保護者を代表する者 (5) 市島地域小中学校に在職する教職員を代表する者 (6) 市島地域認定こども園に在職する職員を代表する者 (任期)</p> <p>第4条 委員の任期は、原則として準備委員会の設置から第2条の学校統合に関する所掌事項の協議が終了するまでの期間とする。 2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (委員長及び副委員長)</p> <p>第5条 準備委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。 3 委員長は、準備委員会を代表し、会務を総理する。 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。 (会議)</p> <p>第6条 準備委員会は、委員長が招集し、議長となる。 2 準備委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。 3 準備委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。 (部会の設置)</p>	<p>丹波市市島地域市立小学校統合準備委員会設置要綱 (設置)</p> <p>第1条 丹波市市島地域における市立小学校の統合を円滑に行うために必要な協議、検討及び調整を図るため、丹波市市島地域市立小学校統合準備委員会(以下「準備委員会」という。)を設置する。 (所掌事項)</p> <p>第2条 準備委員会は、次に掲げる事項について協議するものとする。 (1) 丹波市立竹田小学校、前山小学校、吉見小学校、三輪小学校(以下「市島地域4小学校」という。)の統合に必要な事項の協議に関すること。 (2) 市島地域4小学校の統合に必要な準備に関すること。 (3) 前2号のほか、委員長が必要と認めたこと。 (組織)</p> <p>第3条 準備委員会は、委員29人以内で組織する。 2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。 (1) 学校教育に関し識見を有する者 (2) 市島地域の各自治振興会を代表する者 (3) 市島地域小学校の保護者を代表する者 (4) 市島地域認定こども園の保護者を代表する者 (5) 市島地域小中学校に在職する教職員を代表する者 (6) 市島地域認定こども園に在職する職員を代表する者 (任期)</p> <p>第4条 委員の任期は、原則として準備委員会の設置から第2条の学校統合に関する所掌事項の協議が終了するまでの期間とする。 2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (委員長及び副委員長)</p> <p>第5条 準備委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。 3 委員長は、準備委員会を代表し、会務を総理する。 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。 (会議)</p> <p>第6条 準備委員会の会議は、次に掲げるとおりとする。 <u>(1) 全体会</u> <u>(2) 部会</u> <u>(全体会の構成)</u></p>

<p>第7条 準備委員会は、第2条に掲げる所掌事項に関し、個別具体的に調査及び検討を行うために、部会を置くことができる。</p> <p>2 部会の内容及び構成については、準備委員会で協議の上、決定する。</p> <p>3 部会は、協議の経過及び結果を準備委員会に報告するものとする。</p> <p>(部会の部会長及び副部会長)</p> <p>第8条 部会に部会長及び副部会長各1人を置く。</p> <p>2 部会長及び副部会長は、部会員の互選によって定める。</p> <p>3 部会長は、部会を代表し、会務を掌理する。</p> <p>4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。</p> <p>(部会の会議)</p> <p>第9条 部会の会議は、第6条の規定を準用する。</p> <p>(識見を有する者の出席)</p> <p>第10条 委員長は、必要があると認めるときは、識見を有する者その他関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。</p> <p>(庶務)</p> <p>第11条 準備委員会の庶務は、教育委員会事務局教育部教育総務課において処理する。</p> <p>(その他)</p> <p>第12条 この要綱に定めるもののほか、準備委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和3年4月1日から施行する。</p> <p>この要綱は、令和3年11月24日から施行する。</p>	<p>第7条 <u>全体会は、第2条に掲げる所掌事項について協議するために、準備委員会の委員全員で構成する。</u></p> <p>(全体会の会議)</p> <p>第8条 <u>全体会は、委員長が招集し、議長となる。</u></p> <p>2 <u>全体会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。</u></p> <p>3 <u>全体会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。</u></p> <p>(部会の構成)</p> <p>第9条 <u>部会は、第2条に掲げる所掌事項に関し、個別具体的に調査及び検討を行うために、準備委員会の委員で構成する。</u></p> <p>2 <u>部会の内容及び構成については、全体会で協議の上、決定する。</u></p> <p>(部会長及び副部会長)</p> <p>第10条 部会に部会長及び副部会長各1人を置く。</p> <p>2 部会長及び副部会長は、部会員の互選によって定める。</p> <p>3 部会長は、部会を代表し、会務を掌理する。</p> <p>4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。</p> <p>(部会の会議)</p> <p>第11条 <u>部会の会議は、第8条の規定を準用する。</u></p> <p>2 <u>部会で決定した議事は、原則として全体会での承認を要しない。ただし、部会において全体会で協議をすることが適当とされた事項については、全体会の議事とするものとする。</u></p> <p>3 <u>前項の場合において、部会長は、全体会の議事とすべき事項が生じた場合は、速やかに委員長に報告するものとする。</u></p> <p>(識見を有する者の出席)</p> <p>第12条 委員長及び部会長は、必要があると認めるときは、識見を有する者その他関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。</p> <p>(庶務)</p> <p>第13条 準備委員会の庶務は、教育委員会事務局教育部教育総務課において処理する。</p> <p>(その他)</p> <p>第14条 この要綱に定めるもののほか、準備委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和3年4月1日から施行する。</p> <p>この要綱は、令和3年11月24日から施行する。</p> <p>この要綱は、令和5年4月1日から施行する。</p>
---	--